

定 款



SUZUKEN

株式会社 スズケン

名古屋市東区東片端町8番地
電話 大代表(052) 961-2331 番

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社スズケンと称する。

[英文では、S U Z U K E N C O., L T D. と表示する。]

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、試薬、動物用医薬品、農薬、工業薬品、化学薬品、医薬部外品、毒物、劇物、その他各種薬品類および医療用機械器具・用具、福祉用具、医療用品、計量器、化粧品、衛生用品、肥料、飼料、飼料添加物等の販売ならびに製造
2. 食品、食料品、物品、機械器具の販売ならびに製造
3. 前各号の商品の輸出入業および代理業
4. 薬局の経営
5. 倉庫業および一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業
6. 荷役作業および梱包、開梱作業の請負業務
7. 介護に関する各種施設および事業の運営ならびにコンサルティング
8. 医療機関内に於ける医薬品、医療用機械器具等の物品の管理ならびに配送の受託業務
9. コンピュータとその関連機器およびソフトウェアの開発、販売ならびに情報処理・提供に関する事業
10. 臨床検査受託業務
11. 薬物の安全性に関する試験および研究の受託
12. 内外の医療に関する技術、製品等の調査・研究ならびにコンサルティング事業
13. 生命保険の募集に関する業務、損害保険の代理業
14. 建築・土木工事の設計、施工ならびに不動産の売買、賃貸、管理、仲介に関する事業
15. 広告、印刷、出版に関する事業ならびにセミナー、講演会の企画・運営・管理の請負
16. 福祉用具、医療用機械器具、医療用品のリース・レンタル・メンテナンスおよび修理ならびに古物の売買
17. 廃棄物の処理に関する業務
18. 労働者派遣事業
19. 飲食店、旅館等の経営
20. 健康創造事業

21. 前各号に関連する事業を営む会社の株式を保有することによる、当該会社の事業活動の管理および経営指導（外国会社を含む）
22. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、37,400万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(株主総会の招集地)

第 13 条 当会社の株主総会の招集地は、名古屋市とする。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第 15 条 当会社の株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に支障がある場合には、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(株主総会の決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを

おこなう。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人によって議決権を行使しようとする場合は、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に支障がある場合には、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は、法令または本定款に定める事項、その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(相談役および顧問)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分

の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の権限)

第34条 監査役会は、法令または本定款に定める事項、その他当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する重要事項を決定する。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査との責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第七章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

